

関原発第453号
2019年12月26日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16
関西電力株式会社
取締役社長 岩根茂



高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、下記のとおり高浜発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和49年 1月 5日付 48原第10805号をもって認可を受け、
昭和49年 8月20日付 49原第 6869号、
昭和50年10月31日付 50原第 9180号、
昭和51年 9月27日付 51安(原規)第 96号、
昭和52年 5月31日付 52安(原規)第129号、
昭和54年 6月15日付 54資庁第 7054号、
昭和54年 9月10日付 54資庁第11646号、
昭和55年 5月12日付 54資庁第16381号、
昭和56年 6月19日付 56資庁第 8317号、
昭和57年 1月26日付 56資庁第17611号、
昭和58年 2月10日付 57資庁第19486号、
昭和59年 8月17日付 59資庁第10192号、
昭和60年 2月21日付 60資庁第 979号、
昭和63年 2月23日付 62資庁第16336号、
平成元年 3月31日付 元資庁第 3502号、
平成 2年 3月23日付 2資庁第 1878号、
平成 5年 1月13日付 4資庁第12580号、
平成 5年 6月25日付 5資庁第 7613号、
平成 6年 4月27日付 6資庁第 4697号、
平成 7年 1月20日付 6資庁第14300号、
平成 7年10月 6日付 7資庁第11058号、
昭和49年10月30日付 49原第 9439号、
昭和50年11月26日付 50原第 9544号、
昭和52年 3月29日付 52安(原規)第 99号、
昭和53年11月13日付 53安(原規)第231号、
昭和54年 6月22日付 54資庁第 8354号、
昭和54年10月31日付 54資庁第13177号、
昭和55年10月 8日付 55資庁第11342号、
昭和56年 8月20日付 56資庁第10448号、
昭和57年 6月22日付 57資庁第10603号、
昭和59年 2月28日付 58資庁第19992号、
昭和60年 1月16日付 59資庁第17852号、
昭和61年 6月26日付 61資庁第 8871号、
昭和63年 7月14日付 63資庁第 7655号、
平成元年 7月27日付 元資庁第 8414号、
平成 4年 5月21日付 4資庁第 6154号、
平成 5年 5月31日付 5資庁第 5098号、
平成 5年10月27日付 5資庁第11639号、
平成 6年 6月24日付 6資庁第 7494号、
平成 7年 4月13日付 7資庁第 2127号、
平成 8年 1月17日付 7資庁第14350号、

平成 8年 8月15日付 8資庁第 8446号、
平成 9年 9月11日付 平成09・07・31資第15号、
平成10年 6月25日付 平成10・06・22資第14号、
平成11年 9月 7日付 平成11・08・16資第 2号、
平成12年 6月26日付 平成12・06・12資第10号、
平成13年 2月23日付 平成13・02・15原第18号、
平成13年11月 5日付 平成13・09・28原第41号、
平成14年 8月28日付 平成14・07・12原第11号、
平成15年 5月15日付 平成15・04・22原第 6号、
平成15年 9月18日付 平成15・08・28原第 9号、
平成16年 6月16日付 平成16・06・07原第11号、
平成17年 1月24日付 平成16・12・09原第 5号、
平成17年 7月20日付 平成17・07・04原第22号、
平成18年 4月21日付 平成18・04・14原第 3号、
平成18年11月28日付 平成18・11・02原第 2号、
平成19年 4月11日付 平成19・03・23原第 4号、
平成19年 6月26日付 平成19・06・08原第136号、
平成19年12月13日付 平成19・11・30原第23号、
平成20年 8月22日付 平成20・07・11原第13号、
平成20年12月12日付 平成20・10・31原第 2号、
平成22年 2月10日付 平成22・01・06原第13号、
平成22年 5月31日付 平成22・05・18原第12号、
平成22年10月 7日付 平成22・09・03原第 2号、
平成23年 5月11日付 平成23・04・20原第 2号、
平成25年 3月25日付 原管収第121221002号、
平成26年11月12日付 原規規発第1411121号、
平成27年 6月12日付 原規規発第1506128号、
平成27年10月 9日付 原規規発第1510092号、
平成27年11月18日付 原規規発第1511183号、
平成28年 6月20日付 原規規発第1606204号、
平成29年 6月26日付 原規規発第1706265号、
平成30年 3月19日付 原規規発第1803193号、
平成30年 6月26日付 原規規発第1806265号、
平成31年 1月31日付 原規規発第1901311号、
令和元年 7月 1日付 原規規発第1907017号及び

平成 9年 1月31日付 8資庁第12744号、
平成 9年11月28日付 平成09・11・10資第16号、
平成10年12月17日付 平成10・12・01資第17号、
平成12年 3月 8日付 平成12・01・31資第 1号、
平成13年 1月 5日付 平成12・08・03資第 5号、
平成13年 3月30日付 平成13・03・23原第12号、
平成14年 3月 8日付 平成14・02・07原第11号、
平成14年10月22日付 平成14・09・20原第 7号、
平成15年 6月20日付 平成15・06・09原第18号、
平成16年 5月13日付 平成15・12・19原第38号、
平成16年11月17日付 平成16・09・24原第25号、
平成17年 4月11日付 平成17・03・17原第 8号、
平成18年 2月22日付 平成18・01・31原第15号、
平成18年 9月 8日付 平成18・08・24原第11号、
平成19年 3月15日付 平成19・02・16原第16号、
平成19年 5月25日付 平成19・05・08原第26号、
平成19年12月13日付 平成19・09・28原第32号、
平成20年 6月18日付 平成20・05・20原第10号、
平成20年10月 7日付 平成20・09・16原第18号、
平成21年 3月25日付 平成21・03・03原第23号、
平成22年 2月19日付 平成22・02・15原第 5号、
平成22年 6月25日付 平成22・06・10原第 2号、
平成23年 5月 6日付 平成23・04・04原第34号、
平成24年 9月 6日付 20120815原第21号、
平成26年 6月 9日付 原規規発第1406096号、
平成27年 4月 8日付 原規規発第1504085号、
平成27年 9月18日付 原規規発第1509184号、
平成27年11月18日付 原規規発第1511182号、
平成28年 3月24日付 原規規発第16032414号、
平成29年 2月 8日付 原規規発第1702087号、
平成29年 8月15日付 原規規発第1708154号、
平成30年 5月11日付 原規規発第1805112号、
平成30年12月17日付 原規規発第1812176号、
令和元年 6月21日付 原規規発第19062110号、
令和元年 9月24日付 原規規発第1909247号

で変更認可を受けた高浜発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する（ただし、変更箇所を示す記載は含まない）。

2. 変更の理由

- (1) 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更

平成29年5月1日に施行された実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等により、原子力発電所における中央制御室の運転員等に対する有毒ガス防護を求められた。

これに対応するため、3、4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備について、保安規定への反映を行う。

3. 施行期日

この規定は、令和2年5月1日以降最初に3号炉または4号炉の発電用原子炉施設に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の15の検査（施設定期検査）を終了した日から施行する。

以 上

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第 5 条 (前略)</p> <p>2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。 (中略)</p> <p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子炉施設の水漏れ防止対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(25) 第 2 項(3)から(24)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第 5 条 (前略)</p> <p>2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。 (中略)</p> <p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子炉施設の水漏れ防止対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、<u>有毒ガス発生時</u>、<u>重大事故等発生時</u>および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(25) 第 2 項(3)から(24)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、<u>有毒ガス発生時</u>、<u>重大事故等発生時</u>および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>(以下略)</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更 (有毒ガス発生時の体制の整備に係る職務内容の明確化)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(原子力発電安全運営委員会)</p> <p>第 8 条 発電所に原子力発電安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内標準の制定および改正 (中略)</p> <p>(j) 火災、内部溢水（3号炉および4号炉）、火山影響等（3号炉および4号炉）およびその の他自然災害発生時の体制の整備に関する事項 (以下略)</p>	<p>(原子力発電安全運営委員会)</p> <p>第 8 条 発電所に原子力発電安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内標準の制定および改正 (中略)</p> <p>(i) 火災、内部溢水（3号炉および4号炉）、火山影響等（3号炉および4号炉）、<u>その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時（3号炉および4号炉）</u>の体制の整備に関する事項 (以下略)</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更 (有毒ガス発生時の体制の整備に係る社内標準の制改正について、安全運営委員会審議事項へ追加)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由																												
<p>(原子炉主任技術者の職務等) 第 10 条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。 (1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）へ指示する。 (2) 表 10-1 に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。 (3) 表 10-2 に定める事項について、各課（室）長からの報告内容等を確認する。 (中略) 表 10-2</p> <table border="1" data-bbox="172 465 300 1093"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 18 条 (火災発生時の体制の整備)</td> <td>火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第 18 条の 2 (内部溢水発生時の体制の整備)</td> <td>内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果 (3号炉および4号炉)</td> </tr> <tr> <td>第 18 条の 2 の 2 (火山影響等発生時の体制の整備)</td> <td>火山影響等発生時に講じた措置の結果 (3号炉および4号炉)</td> </tr> <tr> <td>第 18 条の 3 (その他自然災害発生時等の体制の整備)</td> <td>地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第 18 条の 3 の 2 (有毒ガス発生時の体制の整備)</td> <td>有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果 (3号炉および4号炉)</td> </tr> <tr> <td>第 18 条の 5 (重大事故等発生時の体制の整備)</td> <td>第 4 項に定める成立性の確認訓練の結果 (3号炉および4号炉)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	条文	内容	第 18 条 (火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果	第 18 条の 2 (内部溢水発生時の体制の整備)	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果 (3号炉および4号炉)	第 18 条の 2 の 2 (火山影響等発生時の体制の整備)	火山影響等発生時に講じた措置の結果 (3号炉および4号炉)	第 18 条の 3 (その他自然災害発生時等の体制の整備)	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果	第 18 条の 3 の 2 (有毒ガス発生時の体制の整備)	有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果 (3号炉および4号炉)	第 18 条の 5 (重大事故等発生時の体制の整備)	第 4 項に定める成立性の確認訓練の結果 (3号炉および4号炉)	<p>(原子炉主任技術者の職務等) 第 10 条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。 (1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）へ指示する。 (2) 表 10-1 に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。 (3) 表 10-2 に定める事項について、各課（室）長からの報告内容等を確認する。 (中略) 表 10-2</p> <table border="1" data-bbox="172 465 300 1093"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 18 条 (火災発生時の体制の整備)</td> <td>火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第 18 条の 2 (内部溢水発生時の体制の整備)</td> <td>内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果 (3号炉および4号炉)</td> </tr> <tr> <td>第 18 条の 2 の 2 (火山影響等発生時の体制の整備)</td> <td>火山影響等発生時に講じた措置の結果 (3号炉および4号炉)</td> </tr> <tr> <td>第 18 条の 3 (その他自然災害発生時等の体制の整備)</td> <td>地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第 18 条の 3 の 2 (有毒ガス発生時の体制の整備)</td> <td>有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果 (3号炉および4号炉)</td> </tr> <tr> <td>第 18 条の 5 (重大事故等発生時の体制の整備)</td> <td>第 4 項に定める成立性の確認訓練の結果 (3号炉および4号炉)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	条文	内容	第 18 条 (火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果	第 18 条の 2 (内部溢水発生時の体制の整備)	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果 (3号炉および4号炉)	第 18 条の 2 の 2 (火山影響等発生時の体制の整備)	火山影響等発生時に講じた措置の結果 (3号炉および4号炉)	第 18 条の 3 (その他自然災害発生時等の体制の整備)	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果	第 18 条の 3 の 2 (有毒ガス発生時の体制の整備)	有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果 (3号炉および4号炉)	第 18 条の 5 (重大事故等発生時の体制の整備)	第 4 項に定める成立性の確認訓練の結果 (3号炉および4号炉)	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更 (有毒ガス発生時の措置に係る炉主任確認事項への追加)</p>
条文	内容																													
第 18 条 (火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果																													
第 18 条の 2 (内部溢水発生時の体制の整備)	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果 (3号炉および4号炉)																													
第 18 条の 2 の 2 (火山影響等発生時の体制の整備)	火山影響等発生時に講じた措置の結果 (3号炉および4号炉)																													
第 18 条の 3 (その他自然災害発生時等の体制の整備)	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果																													
第 18 条の 3 の 2 (有毒ガス発生時の体制の整備)	有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果 (3号炉および4号炉)																													
第 18 条の 5 (重大事故等発生時の体制の整備)	第 4 項に定める成立性の確認訓練の結果 (3号炉および4号炉)																													
条文	内容																													
第 18 条 (火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果																													
第 18 条の 2 (内部溢水発生時の体制の整備)	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果 (3号炉および4号炉)																													
第 18 条の 2 の 2 (火山影響等発生時の体制の整備)	火山影響等発生時に講じた措置の結果 (3号炉および4号炉)																													
第 18 条の 3 (その他自然災害発生時等の体制の整備)	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果																													
第 18 条の 3 の 2 (有毒ガス発生時の体制の整備)	有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果 (3号炉および4号炉)																													
第 18 条の 5 (重大事故等発生時の体制の整備)	第 4 項に定める成立性の確認訓練の結果 (3号炉および4号炉)																													

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(運転管理に関する社内標準の作成)</p> <p>第 15 条 各課 (室) 長 (当直課長を除く。) は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内標準を作成し、制定・改正に当たっては、第 8 条第 2 項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 原子炉の起動および停止操作に関する事項 (2) 巡視点検に関する事項 (3) 異常時の措置に関する事項 (4) 警報発生時の措置に関する事項 (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (6) 定期的に実施するサーベランスに関する事項 (7) 誤操作の防止に関する事項 (3 号炉および 4 号炉) (8) 火災、内部溢水 (3 号炉および 4 号炉)、火山影響等 (3 号炉および 4 号炉) およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項 (9) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項 (3 号炉および 4 号炉) 	<p>(運転管理に関する社内標準の作成)</p> <p>第 15 条 各課 (室) 長 (当直課長を除く。) は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内標準を作成し、制定・改正に当たっては、第 8 条第 2 項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 原子炉の起動および停止操作に関する事項 (2) 巡視点検に関する事項 (3) 異常時の措置に関する事項 (4) 警報発生時の措置に関する事項 (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (6) 定期的に実施するサーベランスに関する事項 (7) 誤操作の防止に関する事項 (3 号炉および 4 号炉) (8) 火災、内部溢水 (3 号炉および 4 号炉)、火山影響等 (3 号炉および 4 号炉) <u>その他自然災害および有毒ガス (3 号炉および 4 号炉) 発生時等の体制の整備に関する事項</u> (9) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項 (3 号炉および 4 号炉) 	<p>・ 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更 (有毒ガス発生時の体制の整備に係る社内標準の作成等を追加)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第 18 条 安全・防災室長は、火災が発生した場合（以下、「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画^{※2}を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。 (以下略)</p>	<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第 18 条 安全・防災室長は、火災が発生した場合（以下、「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画^{※2}を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山影響等、<u>自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準</u>」に従い策定する。 (以下略)</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更 (有毒ガス対応の追加に伴う添付 2 の名称変更)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の2 3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下、「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。 (以下略)</p>	<p>(内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の2 3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下、「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、<u>自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準</u>」に従い策定する。 (以下略)</p>	<p>・ 実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更 (有毒ガス対応の追加に伴う添付2の名称変更)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の2の2 3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合は発生した場合同様(以下、「火山影響等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。 (以下略)</p>	<p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の2の2 3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合は発生した場合同様(以下、「火山影響等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、<u>自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準</u>」に従い策定する。 (以下略)</p>	<p>・ 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更 (有毒ガス対応の追加に伴う添付2の名称変更)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第18条の3 安全・防災室長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波および竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。（以下略）</p>	<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第18条の3 安全・防災室長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波および竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、<u>自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準</u>」に従い策定する。（以下略）</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更 (有毒ガス対応の追加に伴う添付2の名称変更)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(新規追加)</p> <p>(有毒ガス発生時の体制の整備)</p> <p>第1.8条の3の2 3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、原子炉施設内において有毒ガスを確認した場合（以下、「有毒ガス発生時」という。）における運転員等の防護のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課（室）長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課（室）長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：有毒ガス発生時に行う活動を含む。（以下、本条において同じ）。</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更 (有毒ガス発生時の運転員等の防護のための活動について、要員、教育訓練、資機材配備等の活動を追加)</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の5 社長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(中略)</p> <p>5. 3号炉および4号炉について、各課（室）長（当直課長を除く。）は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第4項(1)(a)の役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>(3) 重大事故等発生時における使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の5 社長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(中略)</p> <p>5. 3号炉および4号炉について、各課（室）長（当直課長を除く。）は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第4項(1)(a)の役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>(3) 重大事故等発生時における使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p><u>(5) 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更 (S A時の有毒ガス対応を追加)

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表 (第 次改正)

(所員への保安教育)

第131条 所長室長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表131-1、表131-2および表131-3の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。(中略)

表131-1

保安教育実施方針 (総括表)

大分類	保安教育の内容		実施時期	対象者と教育時間 表3								
	中分類 (実用規程第92条の内容)	小分類 (項目)		内 容	当直班長 当直主任	当直班長 原子炉班員	主操運転員	補機運転員	放射能作業監視 設備の運用に関与 する者	燃料取替の業務に 関与する者	左記以外の技術系 所員	事務系所員
入所時に 実施する 教育	関係法令および保安規定の遵守に関すること	原子炉等規制法および法令等の遵守	原子炉等規制法に関連する法令の概要および法令等の遵守	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
			原子炉のしくみ	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
放射線業務 教育	関係法令および保安規定の遵守に関すること	放射線業務、主要系等の機能	原子炉のしくみ	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
			非常時の場合に遵守すべき処置に関すること	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
放射線業務 教育	関係法令および保安規定の遵守に関すること	放射線管理に関すること	放射線業務の概要	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
			放射線管理に関すること	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
放射線業務 教育	関係法令および保安規定の遵守に関すること	燃料物質量および燃料物質量によって汚染された物の取扱いに関すること	燃料物質量および燃料物質量によって汚染された物の取扱いに関すること	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	
			非常時の場合に遵守すべき処置に関すること	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
放射線業務 教育	関係法令および保安規定の遵守に関すること	放射線管理に関すること	放射線管理に関すること	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	
			燃料物質量および燃料物質量によって汚染された物の取扱いに関すること	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
放射線業務 教育	関係法令および保安規定の遵守に関すること	燃料物質量および燃料物質量によって汚染された物の取扱いに関すること	燃料物質量および燃料物質量によって汚染された物の取扱いに関すること	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	
			非常時の場合に遵守すべき処置に関すること	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)

※1：各課(室)長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められる者については、該当する教育については省略することができる。
 ※2：法令等の遵守とは、関係法令および保安規定の遵守に関することをいう。
 ※3：各対象者に課せられている教育項目は、対象者となった者が異なる。
 ※4：重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の安全のための活動に関すること、火災、内部溢水、大山影響等、その他自然災害等および有害ガス発生時の措置に関することを含み、その実施時期は、1回/年以上とする。
 ◎：全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)
 ○：業務に関連する者が教育の対象(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)
 ×：教育の対象外
 ()：合計の教育時間

変更前

(所員への保安教育)

第131条 所長室長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表131-1、表131-2および表131-3の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。(中略)

表131-1

保安教育実施方針 (総括表)

大分類	保安教育の内容		実施時期	対象者と教育時間 表3							
	中分類 (実用規程第92条の内容)	小分類 (項目)		内 容	当直班長 当直主任	当直班長 原子炉班員	主操運転員	補機運転員	放射能作業監視 設備の運用に関与 する者	燃料取替の業務に 関与する者	左記以外の技術系 所員
入所時に 実施する 教育	関係法令および保安規定の遵守に関すること	原子炉等規制法および法令等の遵守	原子炉等規制法に関連する法令の概要および法令等の遵守	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
			原子炉のしくみ	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
放射線業務 教育	関係法令および保安規定の遵守に関すること	放射線業務、主要系等の機能	原子炉のしくみ	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
			非常時の場合に遵守すべき処置に関すること	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
放射線業務 教育	関係法令および保安規定の遵守に関すること	放射線管理に関すること	放射線業務の概要	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
			放射線管理に関すること	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
放射線業務 教育	関係法令および保安規定の遵守に関すること	燃料物質量および燃料物質量によって汚染された物の取扱いに関すること	燃料物質量および燃料物質量によって汚染された物の取扱いに関すること	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
			非常時の場合に遵守すべき処置に関すること	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
放射線業務 教育	関係法令および保安規定の遵守に関すること	放射線管理に関すること	放射線管理に関すること	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
			燃料物質量および燃料物質量によって汚染された物の取扱いに関すること	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
放射線業務 教育	関係法令および保安規定の遵守に関すること	燃料物質量および燃料物質量によって汚染された物の取扱いに関すること	燃料物質量および燃料物質量によって汚染された物の取扱いに関すること	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
			非常時の場合に遵守すべき処置に関すること	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)

※1：各課(室)長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められる者については、該当する教育については省略することができる。
 ※2：法令等の遵守とは、関係法令および保安規定の遵守に関することをいう。
 ※3：各対象者に課せられている教育項目は、対象者となった者が異なる。
 ※4：重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の安全のための活動に関すること、火災、内部溢水、大山影響等、その他自然災害等および有害ガス発生時の措置に関することを含み、その実施時期は、1回/年以上とする。
 ◎：全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)
 ○：業務に関連する者が教育の対象(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)
 ×：教育の対象外
 ()：合計の教育時間

変更後

・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更
 (有毒ガス発生時の運転員等の防護のための活動に係る保安教育の追加)

理由

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表 (第 次改正)

変更前	(中略)											
	表 131-3											
	保安教育実施方針 (運転員等)											
中分類	保安教育の内容		具体的教育内容	対象者 ※1					燃料取扱の業務に関わる者	実施期間および教育時間		
	小分類 (項目)	細目		当直班長 当直主任	当直班長 原子炉制御員	主機運転員	補助運転員	放射性廃棄物処理設備の業務に 関わる者				
関係法令および保安規定の遵守に関する事項	原子炉施設保安規定および法令等の遵守事項		総則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録および報告に関する規則の概要および法令等の遵守事項	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			保安に関する各組織および各職務の具体的役割と確認すべき記録	◎	×	×	×	×	×	×		
原子炉施設の運転に関する事項	原子炉施設運転	原子炉物理・臨界管理	原子炉物理・臨界管理に関する事項	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			運転管理 I	運転上の過誤についての概要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
				運転上の留意事項の概要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
				運転上の制限の概要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			巡回点検・定期的検査 I	巡回点検の範囲と確認項目	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
				定期的に実施するサーベイランスの内容と頻度	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
				原子炉の起動停止の概要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			異常時対応※5 (現場機器対応)	各設備の運転操作の概要 (現場操作)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
				警報発生時の対応操作 (現場操作)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
				異常時操作の対応 (現場操作)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			運転管理 II	運転上の留意事項の基準値と管理方法	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
				運転上の制限の具体的な制限を超えた場合の措置	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
				運転上の留意事項を実施する際の運転操作基準	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			巡回点検・定期的検査 II	巡回点検時の確認項目の概観	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
				定期的に実施するサーベイランスの操作と基準値	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
原子炉の起動停止に関する操作と監視項目	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎			
異常時対応※5 (中央制御室内対応)	各設備の運転操作と監視項目	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	警報発生時の対応操作 (中央制御室)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	異常時操作の対応 (中央制御室)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
運転管理 III	運転上の過誤に関する留意事項の概観と対策を定める場合の措置	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	制限および制限を超えた場合の措置の概観と適用	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	異常時の措置を実施する際の運転操作基準の概観	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
異常時対応※5 (指揮・状況判断)	異常時操作の対応 (指揮・状況判断)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	警報発生時の監視項目	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	シミュレータ訓練 I	運転操作の演習訓練	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
運転訓練	シミュレータ訓練 II	起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	シミュレータ訓練 III	起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	保守管理計画に 関すること I	定期検査時の検査項目概要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
保守管理	保守管理計画に 関すること II	定期検査時の検査項目の概観	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	燃料管理	燃料の検査・取替・廃棄および貯蔵に関する事項	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関する事項	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	燃料管理	燃料の検査・取替・廃棄および貯蔵に関する事項	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			

※1：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

※2：法令等の遵守とは、関係法令および保安規定の遵守に関する事項をいう。

※3：記載するに当たっては、以下のとおり。

- ・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある（ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある）。
- ・この〇年間/〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている（上述の表の細目の時間を累積した時間ではない）。
- ・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

※5：重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する事項、火災、内部漏水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス発生時の措置に関する事項を含む。

◎：全員が教育の対象者
(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)

×：教育の対象外

変更後	(中略)											
	表 131-3											
	保安教育実施方針 (運転員等)											
中分類	保安教育の内容		具体的教育内容	対象者 ※1					燃料取扱の業務に関わる者	実施期間および教育時間		
	小分類 (項目)	細目		当直班長 当直主任	当直班長 原子炉制御員	主機運転員	補助運転員	放射性廃棄物処理設備の業務に 関わる者				
関係法令および保安規定の遵守に関する事項	原子炉施設保安規定および法令等の遵守事項		総則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録および報告に関する規則の概要および法令等の遵守事項	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			保安に関する各組織および各職務の具体的役割と確認すべき記録	◎	×	×	×	×	×	×		
原子炉施設の運転に関する事項	原子炉施設運転	原子炉物理・臨界管理	原子炉物理・臨界管理に関する事項	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			運転管理 I	運転上の過誤についての概要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
				運転上の留意事項の概要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
				運転上の制限の概要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			巡回点検・定期的検査 I	巡回点検の範囲と確認項目	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
				定期的に実施するサーベイランスの内容と頻度	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
				原子炉の起動停止の概要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			異常時対応※5 (現場機器対応)	各設備の運転操作の概要 (現場操作)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
				警報発生時の対応操作 (現場操作)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
				異常時操作の対応 (現場操作)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			運転管理 II	運転上の留意事項の基準値と管理方法	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
				運転上の制限の具体的な制限を超えた場合の措置	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
				運転上の留意事項を実施する際の運転操作基準	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			巡回点検・定期的検査 II	巡回点検時の確認項目の概観	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
				定期的に実施するサーベイランスの操作と基準値	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
原子炉の起動停止に関する操作と監視項目	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎			
異常時対応※5 (中央制御室内対応)	各設備の運転操作と監視項目	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	警報発生時の対応操作 (中央制御室)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	異常時操作の対応 (中央制御室)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
運転管理 III	運転上の過誤に関する留意事項の概観と対策を定める場合の措置	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	制限および制限を超えた場合の措置の概観と適用	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	異常時の措置を実施する際の運転操作基準の概観	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
異常時対応※5 (指揮・状況判断)	異常時操作の対応 (指揮・状況判断)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	警報発生時の監視項目	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	シミュレータ訓練 I	運転操作の演習訓練	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
運転訓練	シミュレータ訓練 II	起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	シミュレータ訓練 III	起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	保守管理計画に 関すること I	定期検査時の検査項目概要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
保守管理	保守管理計画に 関すること II	定期検査時の検査項目の概観	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	燃料管理	燃料の検査・取替・廃棄および貯蔵に関する事項	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関する事項	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	燃料管理	燃料の検査・取替・廃棄および貯蔵に関する事項	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			

※1：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

※2：法令等の遵守とは、関係法令および保安規定の遵守に関する事項をいう。

※3：記載するに当たっては、以下のとおり。

- ・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある（ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある）。
- ・この〇年間/〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている（上述の表の細目の時間を累積した時間ではない）。
- ・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

※5：重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する事項、火災、内部漏水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス発生時の措置に関する事項を含む。

◎：全員が教育の対象者
(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)

×：教育の対象外

理由

- ・ 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更 (有毒ガス発生時の運転員等の防護のための活動に係る保安教育の追加)

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(請負会社従業員への保安教育) 第 1 3 2 条 (前略)</p> <p>5. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、原子炉施設に関する業務のうち、火災、内部溢水、火山影響等およびその他自然災害(地震、津波および竜巻等)発生時の措置における業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要教育が表 1 3 1 - 1 の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」に準じる保安教育(火災、内部溢水、火山影響等)およびその他自然災害(地震、津波および竜巻等)発生時の措置に関すること)の実施計画を定めておくことを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 (以下略)</p>	<p>(請負会社従業員への保安教育) 第 1 3 2 条 (前略)</p> <p>5. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、原子炉施設に関する業務のうち、火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害(地震、津波および竜巻等)および有毒ガス発生時の措置における業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要教育が表 1 3 1 - 1 の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」に準じる保安教育(火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害(地震、津波および竜巻等)および有毒ガス発生時の措置に関すること)の実施計画を定めておくことを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 (以下略)</p>	<p>・ 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更 (有毒ガス発生時の運転員等の防護のための活動に係る保安教育の追加)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
	<p>附 則（ 年 月 日 平成26 原安管通達第3号一 ） （施行期日） 第 1 条 この通達は、令和2年5月1日以降最初に3号炉または4号炉の発電用原子炉施設に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の15の検査（施設定期検査）を終了した日から施行する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日を改正日とする。 ・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正の経過措置終了日から施行する。

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等および自然災害 発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条の3 関連)</p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害 および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3 および第18条の3の2関連)</p>	<p>・ 実用発電用原子炉及びその附属 施設の位置、構造及び設備の基 準に関する規則等の一部改正に 伴う変更 (有毒ガス対応の追加に伴う添付 2の名称変更)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(前略)</p> <p>(新規追加)</p>	<p>(前略)</p> <p>7. 有毒ガス <u>安全・防災室長は、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行う体制の整備として、次の7. 1項から7. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</u></p> <p>7. 1 要員の配置 <u>所長は、有毒ガス発生時に備え、運転員等の防護のための活動を行うために必要な要員を確保する。</u></p> <p>7. 2 教育訓練の実施 <u>(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動に係る教育訓練を定期的実施する。</u> <u>(2) 安全・防災室長は、運転員および緊急時対策本部要員に対して、有毒ガス発生時における防護具の着用のための教育訓練を定期的実施する。</u></p> <p>7. 3 資機材の配備 <u>各課(室)長は、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</u></p> <p>7. 4 手順書の整備 <u>(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</u> a. <u>有毒ガス防護の確認に関する手順</u> <u>(a) 各課(室)長は、高浜発電所の敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下、「固定源」という。)および敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下、「可動源」という。)を新たに確認した場合、有毒ガスが発生した場合の影響評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。</u> <u>(b) 各課(室)長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等について、適切に運用管理を実施する。</u> b. <u>有毒ガス発生時の防護に関する手順</u> <u>各課(室)長は、可動源に対しては、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調装置および緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用等の対策を実施する。</u> c. <u>保守管理、点検</u> <u>各課(室)長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じて補修を行う。</u></p> <p>7. 5 定期的な評価 <u>(1) 各課(室)長は、7. 1項から7. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。</u> <u>(2) 安全・防災室長は、各課(室)長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</u></p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更 (有毒ガス発生時の運転員等の防護のための活動について、要員、教育訓練、資機材配備等の活動を追加)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(新規追加)</p>	<p>7. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課(室)長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更 (有毒ガス発生時の運転員等の防護のための活動について、要員、教育訓練、資機材配備等の活動を追加)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>添付 3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表-1 から表-19に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内標準に定める。</p> <p>1 重大事故等対策 (中略)</p> <p>1. 3 手順書の整備</p> <p>(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、重大事故等発生時において、事象の種類および事象の進展に応じて、重大事故等の確かつ柔軟に対処するための内容を社内標準に定める。</p> <p>また、重大事故等の対処に関する事項について、使用主体に応じた内容を社内標準に定める。</p> <p>(中略)</p> <p>ケ 安全・防災室長および発電室長は、有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、運転員(当直員)、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>(7) 安全・防災室長および発電室長は、可動源に対して、運転員(当直員)および緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう換気空調設備の隔離等の手順を社内標準に定める。</p> <p>(4) 安全・防災室長および発電室長は、予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員(当直員)および緊急時対策本部要員のうち初動対応を行う要員に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>(5) 安全・防災室長は、有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員(当直員)に連絡し、運転員(当直員)が通信連絡設備により、発電所内の必要な要員に有毒ガスの発生を周知する手順を社内標準に定める。</p> <p>(以下略)</p>	<p>添付 3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表-1 から表-19に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内標準に定める。</p> <p>1 重大事故等対策 (中略)</p> <p>1. 3 手順書の整備</p> <p>(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、重大事故等発生時において、事象の種類および事象の進展に応じて、重大事故等の確かつ柔軟に対処するための内容を社内標準に定める。</p> <p>また、重大事故等の対処に関する事項について、使用主体に応じた内容を社内標準に定める。</p> <p>(中略)</p> <p>ケ 安全・防災室長および発電室長は、有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、運転員(当直員)、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>(7) 安全・防災室長および発電室長は、可動源に対して、運転員(当直員)および緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう換気空調設備の隔離等の手順を社内標準に定める。</p> <p>(4) 安全・防災室長および発電室長は、予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員(当直員)および緊急時対策本部要員のうち初動対応を行う要員に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>(5) 安全・防災室長は、有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員(当直員)に連絡し、運転員(当直員)が通信連絡設備により、発電所内の必要な要員に有毒ガスの発生を周知する手順を社内標準に定める。</p> <p>(以下略)</p>	<p>・ 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p> <p>(SA時の有毒ガス対応を追加)</p>

添付資料

1. 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等
の一部改正に伴う変更

平成29年5月1日に施行された実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等により、原子力発電所における中央制御室の運転員等に対する有毒ガス防護を求められた。

これに対応するため、3、4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備について、以下の保安規定条文を追加・変更する。

(追加)

- ・第18条の3の2（有毒ガス発生時の体制の整備）

(変更)

- ・第5条（保安に関する職務）
- ・第8条（原子力発電安全運営委員会）
- ・第10条（原子炉主任技術者の職務等）
- ・第15条（運転管理に関する社内標準の作成）
- ・第18条（火災発生時の体制の整備）
- ・第18条の2（内部溢水発生時の体制の整備）
- ・第18条の2の2（火山影響等発生時の体制の整備）
- ・第18条の3（その他自然災害発生時等の体制の整備）
- ・第18条の5（重大事故等発生時の体制の整備）
- ・第131条（所員への保安教育）
- ・第132条（請負会社従業員への保安教育）
- ・添付2（火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準）
- ・添付3（重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準）

以 上